

令和2年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和2年6月

目 次

議案第 1 0 9 号	財産の取得について…………… 1 (消防局警防課)
議案第 1 1 0 号	財産の取得について…………… 2 (教育委員会生涯学習部文化課)
議案第 1 1 1 号	財産の取得について…………… 3 (教育委員会生涯学習部文化課)
議案第 1 1 2 号	財産の無償譲渡について…………… 5 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 3 号	財産の無償譲渡について…………… 6 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 4 号	財産の無償譲渡について…………… 7 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 5 号	財産の無償譲渡について…………… 8 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 6 号	財産の無償譲渡について…………… 9 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 7 号	財産の無償譲渡について…………… 1 0 (生活環境部地域づくり推進課)

議案第 1 1 8 号	財産の無償譲渡について……………	1 1 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 1 9 号	財産の無償譲渡について……………	1 2 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 1 2 0 号	財産の無償譲渡について……………	1 3 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 1 2 1 号	財産の無償譲渡について……………	1 4 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 1 2 2 号	財産の無償譲渡について……………	1 5 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 1 2 3 号	財産の無償貸付けについて……………	1 6 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 2 4 号	財産の無償貸付けについて……………	1 7 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 2 5 号	財産の無償貸付けについて……………	1 9 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 2 6 号	財産の無償貸付けについて……………	2 0 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 1 2 7 号	財産の無償貸付けについて……………	2 1 (健康福祉部地域包括ケア推進課)

議案第 1 2 8 号	請負契約の締結について……………	2 2
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 2 9 号	市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に 関する条例の制定について……………	2 4
	(総務部職員課)	
議案第 1 3 0 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	2 5
	(財務部財政課)	
議案第 1 3 1 号	東広島市税条例等の一部改正について……………	2 7
	(財務部市民税課・資産税課・収納課)	
議案第 1 3 2 号	地域再生法に規定する地方活力向上地域におけ る固定資産税の特例に関する条例の一部改正に ついて……………	3 1
	(財務部資産税課)	
議案第 1 3 3 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例及び東広島市地域センター条例の一部改正に ついて……………	3 2
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 1 3 4 号	東広島市火葬場設置及び管理条例の一部改正に ついて……………	3 4
	(生活環境部環境対策課)	
議案第 1 3 5 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改 正について……………	3 5
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	

議案第 1 3 6 号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	3 6
	(健康福祉部介護保険課)	
議案第 1 3 7 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	3 8
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第 1 3 8 号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正に ついて……………	4 0
	(こども未来部保育課)	
議案第 1 3 9 号	東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部改正につい て……………	4 1
	(こども未来部保育課)	
議案第 1 4 0 号	東広島市自然公園設置及び管理条例の一部改正 について……………	4 2
	(都市部都市整備課)	
議案第 1 4 1 号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	4 3
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第109号

財産の取得について

(消防局警防課)

1 提案の理由

東広島消防署に配備する救助工作車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 消防用車両
- (3) 品名 救助工作車
- (4) 数量 1台

3 取得価格

1億9,008万円

4 相手方

東広島市西条昭和町14番9号
株式会社ツモリオート
代表取締役 津 森 洋 介

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（－略－）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第110号

財産の取得について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

新東広島市立美術館に設置するスタンド式展示ケース等を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 種類 美術品展示用備品

(3) 品名及び数量 スタンド式展示ケース6台、展示台20台、あんどん型ケース21台、平型のぞきケース4台、ハイケース2台

3 取得価格

1億6,939万9,997円

4 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第111号

財産の取得について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 提案の理由

新東広島市立美術館に収蔵する美術品を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 種類 版画

(3) 作品名及び数量 最後の版画 全20点

(内訳)

作品名	シート寸法 横×縦 (mm)
あらもの屋	1,210×1,610
やきもちやき	605×895
浮気者	605×895
魔法使い	605×895
短刀使い	605×895
音楽会	600×900
小ぞりに乗った恋人たちⅠ	880×605
小ぞりに乗った恋人たちⅡ	880×645
痴話げんかⅠ	610×890
痴話げんかⅡ	645×915
三つの輪Ⅰ	900×610
三つの輪Ⅱ	890×650
恋人たちとルナパークⅠ	895×605
恋人たちとルナパークⅡ	895×605
魔術Ⅰ	895×605
魔術Ⅱ	920×645
誘拐	895×605
口先のうまいカタルニア人	895×605
パルクグエルの恋人たち	895×605
春の夜	895×605

(4) 作者 ジョアン・ミロ

(5) 制作年 昭和56(1981)年

3 取得価格

3,630万円

4 相手方

京都府京都市中京区寺町通二条上る常盤木町48番地5

ギャラリー一宮脇

宮 脇 豊

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第112号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

加計多目的ホールの建物を加計地区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市西条町下三永1073 0番地388	建物	木造平屋建て	134.98平方メ ートル

3 相手方

東広島市西条町下三永10730番地388

加計地区自治会

会長 廿日出 秀 一

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 3 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東集会所の建物を丁田一区・二区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市福富町久芳 6 5 2 4 番地 1	建物	木造平屋建て	5 4 . 0 0 平方メートル

3 相手方

東広島市福富町久芳 2 8 4 番地 2

丁田一区・二区

代表 久保原 義 雄

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第114号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

市組コミュニティホームの建物を市組自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市福富町上竹仁1563番地1	建物	木造平屋建て	118.86平方メートル

3 相手方

東広島市福富町上竹仁1563番地1

市組自治会

会長 岸 正 治

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 5 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

串集会所の建物を串・大草田自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市豊栄町清武 1 2 4 8 9 番地 2	建物	木造平屋建て	1 0 3 . 5 1 平方メートル

3 相手方

東広島市豊栄町清武 1 2 4 8 9 番地 2

串・大草田自治会

会長 藤 川 智 敏

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 6 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

小田コミュニティホームの建物を小田 1 2 の組に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市河内町小田 1 1 4 番地 2	建物	木造平屋建て	6 6 . 0 3 平方メートル

3 相手方

東広島市河内町小田 1 1 4 番地 2

小田 1 2 の組

区長 玉 川 勇二郎

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 7 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

市之畑集会所の建物を市之畑区に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市安芸津町三津 1 2 8 6 番地 1	建物	木造 2 階建て	7 9 . 5 0 平方メートル

3 相手方

東広島市安芸津町三津 1 2 8 6 番地 1

市之畑区

会長 要 田 正 治

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第118号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

西之谷集会所の建物を西之谷コミュニティ推進会議に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市安芸津町木谷359番地2	建物	木造平屋建て	134.07平方メートル

3 相手方

東広島市安芸津町木谷359番地2

西之谷コミュニティ推進会議

会長 西 岡 達 郎

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 9 号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

菅田老人集会所の建物を菅田区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市黒瀬町菅田 1 0 0 0 5 番地	建物	木造平屋建て	1 2 1 . 2 9 平方メートル

3 相手方

東広島市黒瀬町菅田 2 4 3 番地

菅田区自治会

会長 岩 水 正

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第120号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

西の谷老人集会所の建物を西の谷自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市福富町久芳5391番地2	建物	木造平屋建て	104.25平方メートル

3 相手方

東広島市福富町久芳5249番地1

西の谷自治会

会長 徳川隆司

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第121号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

戸野老人集会所の建物を自治組織 ふれあいの里戸野に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市河内町戸野885番地	建物	木造平屋建て	143.35平方メートル

3 相手方

東広島市河内町戸野738番地

自治組織 ふれあいの里戸野

会長 大 月 靖 規

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第122号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

鶴亀山老人集会所の建物を鶴亀山コミュニティーに無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積
東広島市河内町入野265番地4	建物	木造平屋建て	101.03平方メートル

3 相手方

東広島市河内町入野265番地4

鶴亀山コミュニティー

会長 三 好 幸 藏

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 2 3 号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

加計多目的ホールを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市西条町下三永字午王曾原 1 0 7 3 0 番 3 8 8	土地	宅地	2 5 2 . 7 9
東広島市西条町下三永字午王曾原 1 0 7 3 0 番 4 0 6	土地	原野	1 0 7
計			3 5 9 . 7 9

3 貸付期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市西条町下三永 1 0 7 3 0 番地 3 8 8

加計地区自治会

会長 廿日出 秀 一

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第124号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市福富町久芳字北解6518番4の一部	土地	畑	14
東広島市福富町久芳字北解6519番1	土地	畑	58
東広島市福富町久芳字北解6519番3の一部	土地	畑	7
東広島市福富町久芳字北解6524番1	土地	畑	222
東広島市福富町久芳字北解6524番2の一部	土地	畑	9
東広島市福富町久芳字北解6524番1及び6524番2の地先	土地	—	26
計			336

3 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市福富町久芳284番地2

丁田一区・二区

代表 久保原 義 雄

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第125号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

串集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市豊栄町清武4418番5	土地	宅地	11.04
東広島市豊栄町清武字宮ヶ谷山12489番2の一部	土地	宅地	366
東広島市豊栄町清武4418番5地先	土地	—	1
計			378.04

3 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

4 相手方

東広島市豊栄町清武12489番地2

串・大草田自治会

会長 藤川智敏

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 2 6 号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

西之谷集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町木谷字浜田 3 5 9 番 1	土地	宅地	9 3 . 1 2
東広島市安芸津町木谷字浜田 3 5 9 番 2 の一 部	土地	雑種地	1 9 1
計			2 8 4 . 1 2

3 貸付期間

令和 2 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市安芸津町木谷 3 5 9 番地 2

西之谷コミュニティ推進会議

会長 西 岡 達 郎

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第127号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

戸野老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面 積
東広島市河内町戸野字中河原8 85番の一部	土地	宅地	1,382.92平方メートル

3 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

4 相手方

東広島市河内町戸野738番地

自治組織 ふれあいの里戸野

会長 大 月 靖 規

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第128号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

小学校施設整備事業河内中・(仮称)河内小学校増築及び改修工事(建築)の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の内容

建築一式工事

ア 増築工事

(ア) 校舎棟

鉄筋コンクリート造り

2階建て

延べ面積 851.07平方メートル

(イ) ポンプ室棟

鉄筋コンクリート造り

平屋建て

延べ面積 28.81平方メートル

(ウ) プール棟

鉄筋コンクリート造り

平屋建て

延べ面積 79.00平方メートル

(エ) プール

繊維強化プラスチック製

水面積 300平方メートル

イ 改修工事

既存校舎棟

鉄筋コンクリート造り

3階建て

延べ面積 3,777.41平方メートル

(2) 契約金額

3億6,273万8,200円

(3) 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 平原 秀 則

(4) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和3年12月24日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第129号

市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について

(総務部職員課)

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により社会情勢の変化並びに市民生活及び地域経済への多大な影響が生じている状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を時限的に減額しようとするものである。

2 条例の内容

令和2年7月1日から同年12月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の規定にかかわらず、同条例に定める給料月額から、当該給料月額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 市長 100分の12
- (2) 副市長 100分の10
- (3) 教育長 100分の10

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第204条

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第130号

東広島市手数料条例の一部改正について

(財務部財政課)

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により建築物エネルギー消費性能の算出について簡易的な評価の方法が定められたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料に関し、当該方法に対応する区分を次のとおり追加しようとするものである。

- (1) モデル住宅法により建築物消費エネルギー性能を算出した場合の建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額

床面積	手数料の額
200平方メートル未満	19,000円
200平方メートル以上	20,000円

- (2) フロア入力法により建築物消費エネルギー性能を算出した場合の建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額

床面積	手数料の額
300平方メートル未満	35,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	61,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	110,000円
5,000平方メートル以上	167,000円

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第131号

東広島市税条例等の一部改正について

(財務部市民税課・資産税課・収納課)

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除及び非課税措置の適用の対象の見直し、固定資産税に係る所有者が不明な場合の使用者に対する課税の導入、新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための特例措置その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 未婚のひとり親（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加える。（第24条関係）

イ 所得割の納税義務者が、未婚のひとり親である場合は、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除する。（第34条の2関係）

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。（附則第8条関係）

エ 低未利用土地等について一定の譲渡を行った場合は、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を限度として控除する。（附則第17条関係）

オ 新型コロナウイルス感染症等の影響による中止等により一定の入場料金等払戻請求権を放棄した場合は、その放棄した入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額について、寄附金税額控除の規定を適用する。（附則第24条関係）

カ 住宅の購入等に係る資金を借り入れて一定の取得等をした住宅に新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに入居することができなかった場合において、令和3年12月31日までに当該住宅に入居したときは、住宅借入金等特別税額控除の適用の期限を、令和16年度分の

個人の市民税まで延長する。（附則第25条関係）

(2) 法人の市民税

国税における連結納税制度の見直しに合わせて、所要の規定の整備を行う。

（第48条、第52条関係）

(3) 固定資産税

ア 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、事前にその使用者に通知した上で、当該使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができることとする。（第54条関係）

イ 土地又は家屋の所有者として登記簿等に登記等がされている個人が死亡している場合に、現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。（第74条の3関係）

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、令和4年3月31日までに新たに取得された特定水力発電設備に対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。（附則第10条の2関係）

(4) 市たばこ税

軽量の葉巻たばこの課税標準を算定するに当たっての紙巻たばこの本数への換算の方法を、次のとおり変更する。（第94条関係）

現 行	改 正	
	令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日以後
葉巻たばこの重量 1グラムをもって紙 巻たばこ1本に換算 する。	1本当たりの重量が 0.7グラム未満の葉巻 たばこについては、その 1本をもって紙巻たばこ 0.7本に換算する。	1本当たりの重量が1 グラム未満の葉巻たばこ については、その1本を もって紙巻たばこ1本に 換算する。

(5) 軽自動車税

自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものを取得した場合の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長する。（附則第15条の2関係）

(6) 延滞金

法人税法の規定により確定申告書の提出期限が延長された場合における法人の市民税に係る延滞金の割合（平均貸付割合に0.5パーセントを加えた割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合におけるものに限る。）を、次のとおり引き下げる。（附則第3条の2関係）

現 行	改 正
平均貸付割合に1パーセントを加算した割合	平均貸付割合に0.5パーセントを加算した割合

(7) 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の相当な減少がある者からの徴収の猶予の申請に関し、申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出を求めたときにおける当該訂正又は提出の期限を、申請者が当該求めに係る通知を受けた日から20日間とする。（附則第23条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 個人の市民税に関する規定

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例に関する規定等 公布の日

(イ) その他の規定 令和3年1月1日

イ 法人の市民税に関する規定 令和4年4月1日

ウ 固定資産税に関する規定 公布の日

エ 市たばこ税に関する規定

(ア) 1本の重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算に関する規定 令和2年10月1日

(イ) 1本の重量が1グラム未満の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算に関する規定 令和3年10月1日

オ 軽自動車税に関する規定 公布の日

カ 延滞金に関する規定 令和3年1月1日

キ 徴収の猶予に関する規定 公布の日

(2) 経過措置

ア 個人の市民税に関する経過措置

未婚のひとり親の所得控除及び非課税措置に関する規定 令和3年度以後

の年度分の個人の市民税について適用する。

イ 法人の市民税に関する経過措置

令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用する。

ウ 固定資産税に関する経過措置

(ア) みなし所有者に対する課税に関する規定及び特定水力発電設備に係る課税標準の特例に関する規定 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(イ) 現所有者の申告に関する規定 施行日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

エ 市たばこ税に関する経過措置

(1) エ(ア)及び(イ)に掲げる日前にそれぞれ課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

オ 延滞金に関する経過措置

令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第132号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に
関する条例の一部改正について

(財務部資産税課)

1 改正の要旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を令和4年3月31日とするとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和2年4月1日から施行日の前日までの間に認定整備計画の認定を受けた事業者についても適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

議案第133号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例及び東広島市地域センター条例の一部改正について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い多目的広場及び地域センターの位置の表示を次のとおり変更するとともに、加計多目的ホール、東集会所、市組コミュニティホーム、串集会所、小田コミュニティホーム、市之畑集会所及び西之谷集会所を無償で譲渡することに伴い当該地域集会所を廃止しようとするものである。

(1) 多目的広場

名 称	現 行	改 正
大芝北コミュニティ広場	東広島市安芸津町風早653番地161	東広島市安芸津町風早10653番地161

(2) 地域センター

名 称	現 行	改 正
東広島市平岩地域センター	東広島市西条町寺家520番地12	東広島市西条町寺家10520番地12
東広島市郷田地域センター	東広島市西条町郷曾1130番地5	東広島市西条町郷曾11130番地5

2 施行期日

- (1) 多目的広場及び地域センターの位置の表示の変更に関する規定 令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 地域集会所の廃止に関する規定 令和2年8月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第134号

東広島市火葬場設置及び管理条例の一部改正について

(生活環境部環境対策課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、安芸津斎場の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正
東広島市安芸津町風早29番地11	東広島市安芸津町風早10029番地11

2 施行期日

令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第135号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 改正の要旨

次の表に掲げる東広島市老人集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該東広島市老人集会所を廃止しようとするものである。

菅田老人集会所
西の谷老人集会所
三分区老人集会所
戸野老人集会所
鶴亀山老人集会所

2 施行期日

令和2年8月1日等

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第136号

東広島市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

1 改正の要旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者に対する令和2年度の保険料の軽減措置を次のとおり強化するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

区分	第1号被保険者の所得区分	保険料の年額	
		現 行	改 正
1	本人が老齢福祉年金の受給者でその属する世帯の全員が市町村民税非課税のもの、生活保護受給者に該当する者、本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で前年中の本人の公的年金等の収入金額等が80万円以下であるもの等に該当する者	25,650円	20,520円
2	本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で、前年中の本人の公的年金等の収入金額等が80万円を超え、120万円以下であるもの等に該当する者	35,910円	34,200円
3	本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税の者で、前年中の本人の公的年金等の収入金額等が120万円を超えるもの等に該当する者	49,590円	47,880円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日等

(2) 経過措置

令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(根拠法令)

介護保険法

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（一略一）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の課税限度額を次のとおり引き上げる。(第2条、第25条関係)

区 分	現 行	改 正
基礎課税額	61万円	63万円
介護納付金課税額	16万円	17万円

- (2) 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を次のとおり引き上げる。(第25条関係)

区 分	現 行	改 正
5割軽減の対象となる世帯	28万円	28万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	51万円	52万円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日等

- (2) 経過措置

令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 3 8 号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に伴い、保育所の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
郷田保育所	東広島市西条町郷曾 1 1 3 3 番地 2	東広島市西条町郷曾 1 1 1 3 3 番地 2
木谷保育所	東広島市安芸津町木谷 1 2 1 8 番地	東広島市安芸津町木谷 1 1 2 1 8 番地 1

2 施行期日

令和 2 年 7 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 3 9 号

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する職員に関する基準について必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員として従事する者が修了しなければならない研修を、都道府県知事及び指定都市の長に加えて、中核市の長も実施することができることとなったことに伴い、規定の整備を行う。(第10条関係)

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第140号

東広島市自然公園設置及び管理条例の一部改正について

(都市部都市整備課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、東広島市自然公園の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
憩いの森公園	東広島市西条町寺家941番地17	東広島市西条町寺家10941番地17
龍王島自然体験村	東広島市安芸津町風早650番地41	東広島市安芸津町風早10650番地41
あきまろの里公園	東広島市安芸津町風早497番地11	東広島市安芸津町風早10497番地11

2 施行期日

令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第141号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い、小学校及び中学校の位置の表示を次のとおり変更しようとするものである。

名 称	現 行	改 正
東広島市立郷田小学校	東広島市西条町郷曾 1 1 3 3 番地	東広島市西条町郷曾 1 1 1 3 3 番地
東広島市立板城小学校	東広島市西条町森近甲 2 3 4 番地 1	東広島市西条町森近甲 1 0 2 3 4 番地 1
東広島市立平岩小学校	東広島市西条町寺家 5 2 1 番地 9	東広島市西条町寺家 1 0 5 2 1 番地 9
東広島市立向陽中学校	東広島市西条町大沢 2 5 番地 2	東広島市西条町大沢 1 0 0 2 5 番地 2

2 施行期日

令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。